

2026年3月27日

株式会社クリショー 一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭の両立がしやすく、その能力を十分に発揮できるよう下記のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画期間

2026年4月1日～2028年3月31日までの2年間

2 内容

(1) 育児休暇、介護休暇の取得推進

2026年7月～

社員に育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行います。

(2) 労働者に対する心身の健康への配慮

2026年7月～

業務負担が増える代替職員に対して、十分な休息時間を設けることで、過労やストレスの蓄積を防止します。

以上